

# 食文化活用・創造事業

食料産業局新事業創出課

平成 23 年 1 2 月

農林水産省

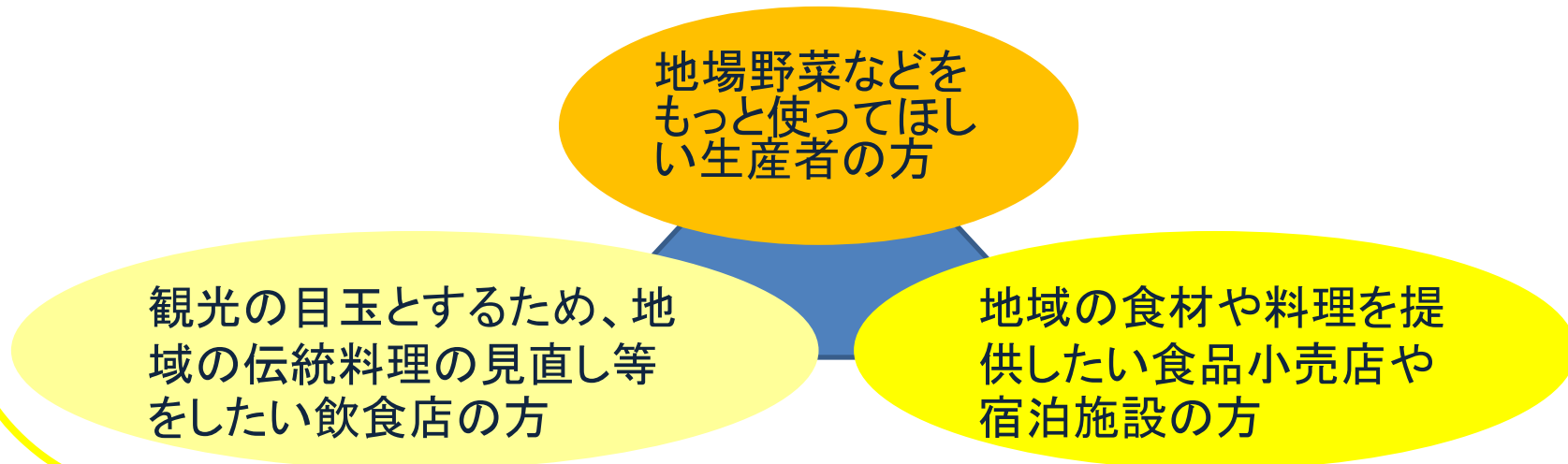
# 食文化活用・創造事業（地域段階）

生産者、飲食業や観光業などの皆さんが連携し、地域の農林水産物を核とした伝統料理の見直し、又は創作料理の開発等を行うことで、地域の活性化や観光需要の創出を図るとともに、知的財産権の取得を目指す取組を支援します。

## ☆応募要件 ①

生産者、料理人、地方自治体、商店街、流通業者、食器等の伝統工芸品の関係者、ホテル及び旅館等の関係者で構成する協議会（※）

- （※）代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有している組織



## ☆応募要件 ②

地域で生産された農林水産物を50%以上(※)使用した料理に関する取組であること

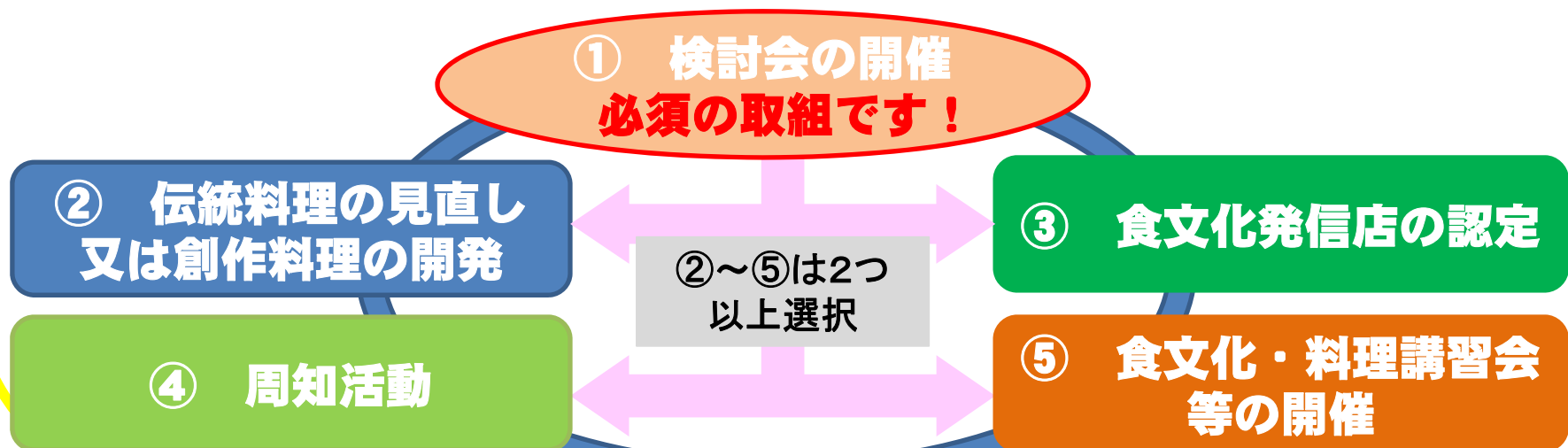
(※)・重量又は材料費ベース(調味料及び水を除く。)

・対象となる地域の範囲は、事業実施主体の活動区域内とします。

(原則として申請者が所在する都道府県を範囲としますが、一定の要件を満たす場合には、隣接する都道府県の一部の地域を含めることができます。)

## ☆支援対象

- ・以下の5つの取組のうち、①の検討会の開催については必ず取り組んでください。その他②～⑤の取組については、必要に応じて2つ以上選択して取り組んでください。
- ・取組に対する費用の1/2を補助します。

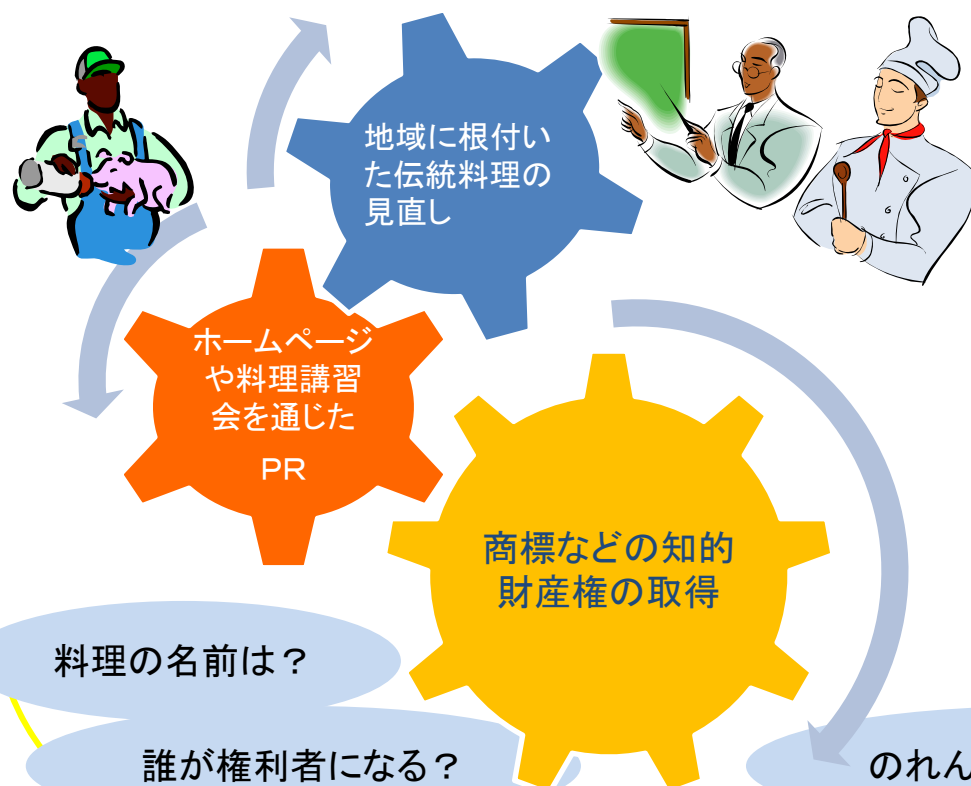


# 1

検討会の開催

## 地域の農林水産物を使った料理を戦略的にPRするための計画をたてよう！

地域の農林水産物を使った料理について、開発から戦略的な売り込みまでの計画を立てるための検討会の開催費用の1/2を補助します。



### 必須の取組です！

(次頁②～⑤の取組は2つ以上選んでください。)

#### 補助対象

検討会を開催するための

- ・会場使用料
- ・委員の招へい費用
- ・資料作成費用 等の1/2

#### 留意事項

計画の中に、事業実施後3年以内に知的財産権を取得することを目標として盛り込む。

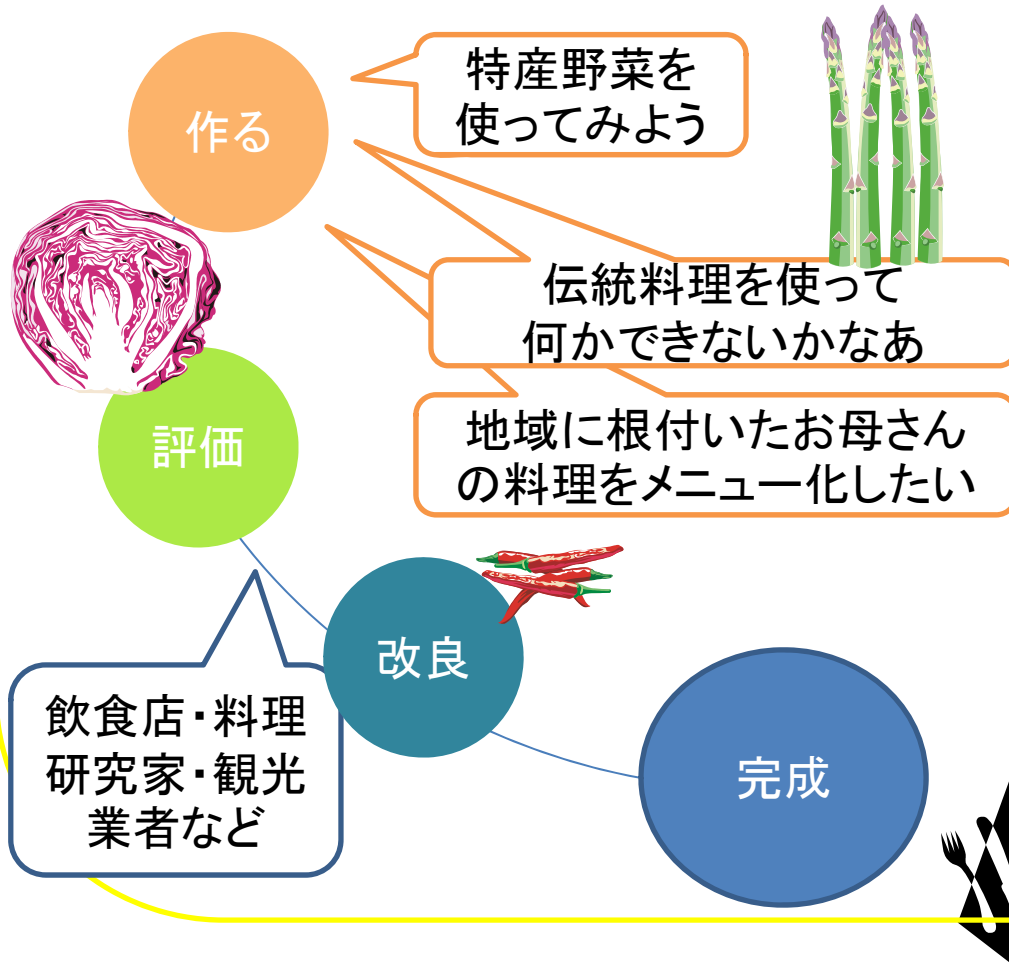
# 2

伝統料理の見直し等

## 地域の農林水産物を使った伝統料理を活用したい！

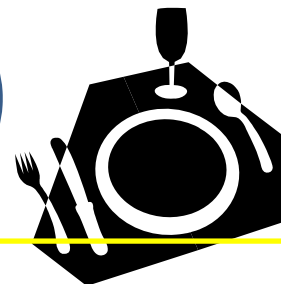


地場野菜や地域の特産品などを活用した伝統料理の見直しや創作料理を開発等にかかる試作品検討費などの1/2を補助します。



### 補助対象

- ・試作室の使用料
- ・材料費
- ・機器の借り上げ
- ・技術指導者の招へい費用
- ・試作品評価検討会の開催の費用 等の1/2



# 3

食文化発信店の  
認定

## 地域の料理が食べられるお店を 認定したい！

地域の伝統料理等について、基準を設定し、その基準を満たす料理を提供する飲食店等を認定する費用などの1/2を補助します。

伝統料理を取扱う飲食店はどれくらい  
あるだろうか？レシピは？

### 補助対象

- ・基準を策定するため、地域内の対象店舗を調査するための費用
- ・基準作成・認定委員会の開催の費用 等の1/2




〇〇地域で穫れた新鮮野菜やおいしい魚が自慢で地域の家庭では定番の料理がある。これらをメニュー化して、提供するお店を認定しよう。

# 4

## 地域の料理などについて、PRしたい！

周知活動

ロゴ・パッケージデザインの作成や、雑誌やHP等で、②で見直した伝統料理等や③の認定店マップ等を紹介し、地域の食文化の広報活動に係る費用の1/2を補助します。



こんな料理が  
食べられるんだ

補助対象

- ・ロゴ、パッケージデザインの作成経費
- ・雑誌等の刊行物による周知費用
- ・HPの作成費用 等の1/2

どんなロゴが  
いいだろう？

ホームページを作成しよう！

# 5

食文化・料理講習会の開催

## 講演会や料理講習会を開催して、地域の食文化について理解を深めてもらいたい！

講演会や調理実習などを開催するための費用の1/2を補助します。

観光客を対象に、我が町を食の町としてPRしていくために・・・

我が町の食の歴史とこれからのための講演会

生産・加工の現場を見て理解を深めよう

伝統的調理法の講習会

### 補助対象

- ・講演会の開催費用
- ・料理講習会の開催費用
- ・講師の招へい、テキスト作成、材料費等
- ・生産・加工現場見学のための移動費用 等の1/2

地域内の飲食店を対象に、③で決めた基準を理解してもらうために・・・



# 食文化活用・創造事業(全国段階)

## 問題意識

- 料理法や料理の外観(デザイン)は、容易に模倣されやすいものです。せっかく地域のオリジナリティあふれる料理を開発しても、そのアイデアや料理名を他者に勝手に使われることは少なくありません。これは、オリジナルのブランド力の低下につながることもあります。

## 課題

- 料理で地域活性化をしようとした場合、当該地域の料理の味をどうやって一定水準以上に保つか? 誰に料理の名称を使わせるか? という問題が生じます。多くの場合、料理が有名になってからこの問題に気づき、対策が後手に回ってしまうことになるため、事前の知識と対策が必要です。

## 募集

- このため、①食文化を活用している先進事例の調査等を通じて、伝統料理の見直し等をした場合における知的財産権の取得、活用、保護に係る課題を体系的に整理・分析し、②食文化を活用し地域の活性化に取り組む者を支援するための委員会を運営する全国段階事業の実施主体を募集します。

## 内容

- 以下のような「食文化」を活用し、経済的な価値を創出した先進事例を収集し、課題、対策等を整理の上、報告書を作成する
  - ①地域の伝統的な食文化を知的財産として上手く活用した事例
  - ②意匠権、商標権等知的財産権を取得し「食文化」の保護に役立っている事例
  - ③B級グルメに代表されるような新たな食文化を創出した事例等
- 食文化を活用し地域の活性化に取り組む者とそれを支援する者による情報交換等を目的とする委員会を運営する

実施主体：民間団体等

補助率：定額